

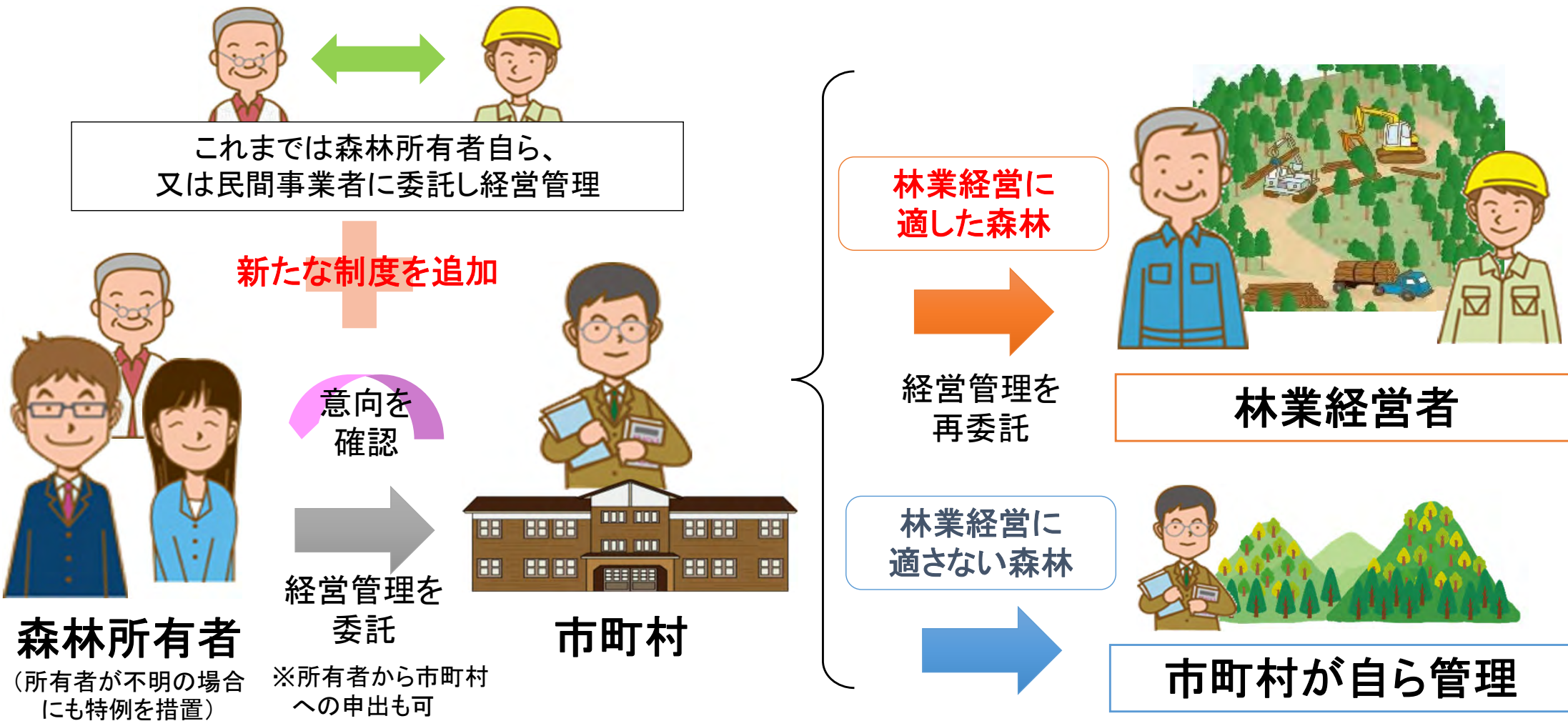
森林経営管理制度の取組状況について

林野庁 森林利用課 森林集積推進室

令和4年3月

森林経営管理制度（森林経営管理法）とは

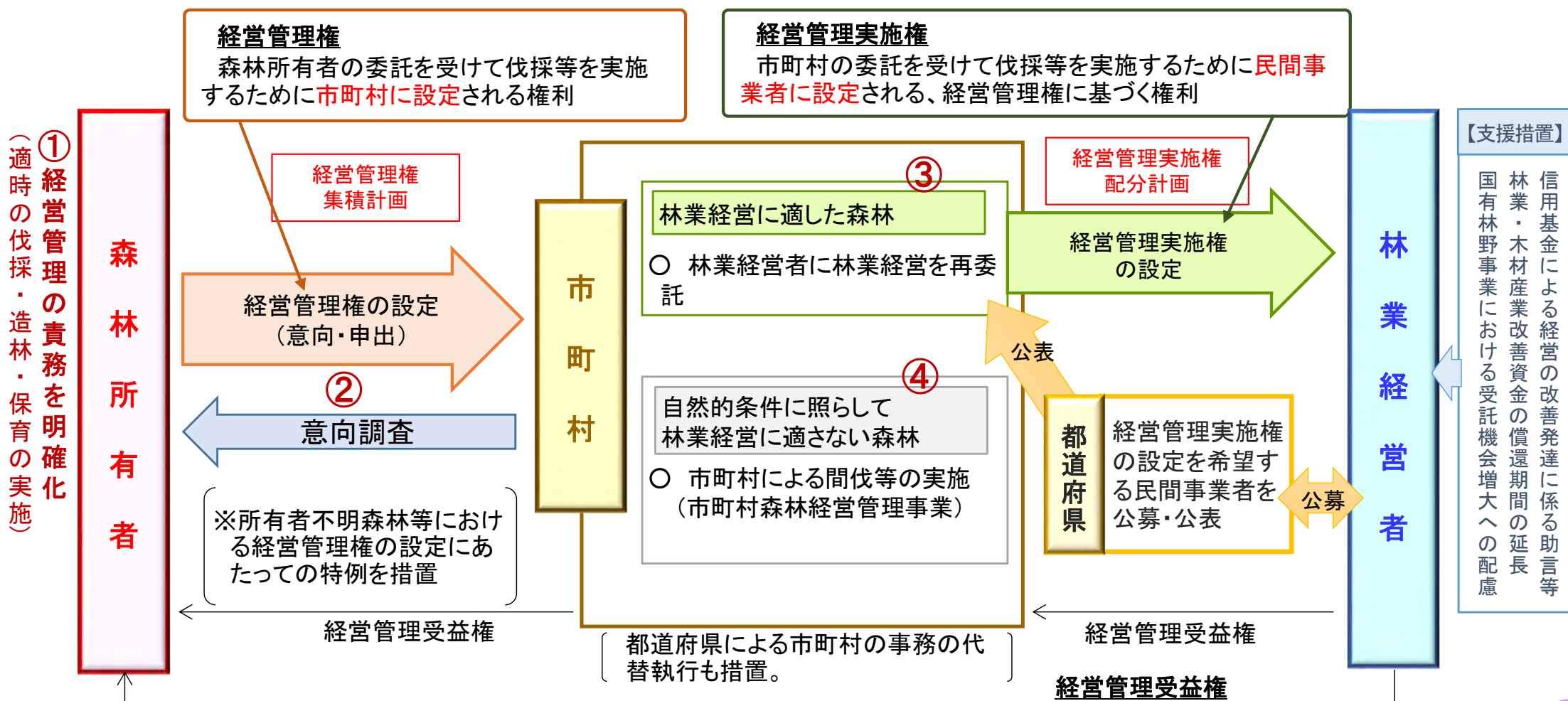
- **経営管理が行われていない森林**について、**市町村が森林所有者の委託を受け経営管理**することや、**林業経営者に再委託**することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。



経営管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みを構築

森林経営管理制度（森林経営管理法）の概要（平成31年4月1日施行）

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
 - ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が意向調査を実施し、森林の経営管理の委託を受け
 - ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
 - ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施
- ※ 所有者が不明な場合にも特例を措置



所有者不明森林等に係る特例措置

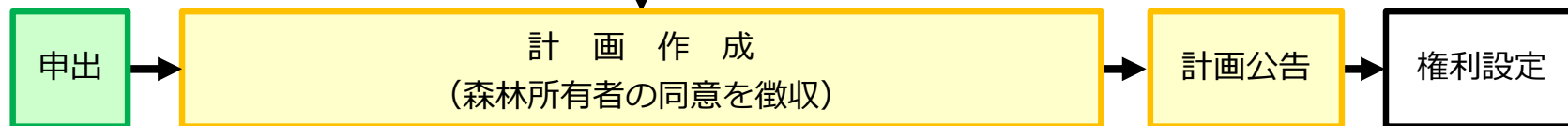
	森林所有者
	市町村
	都道府県

原則

森林所有者全員が知れており、
全員が計画作成に同意

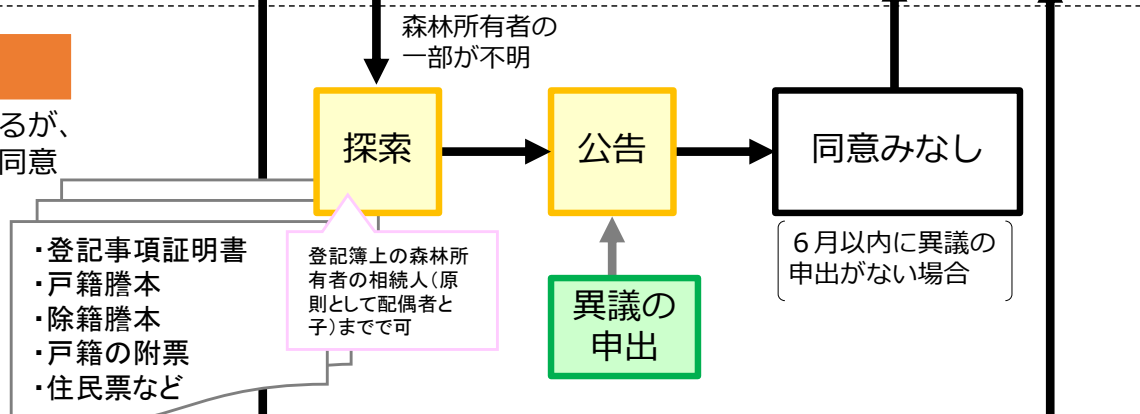
経営管理が適切に行われていない森林の特定

経営管理の状況等を踏まえ優先順位を立てて意向調査



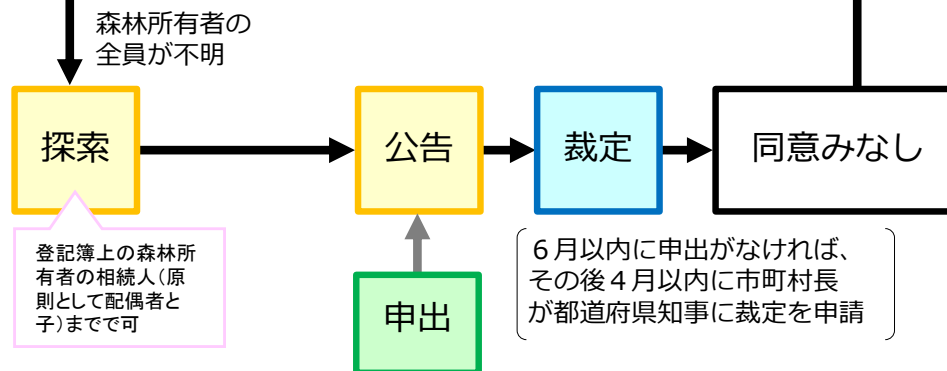
共有者不明森林の特例

森林所有者の一部が不明であるが、
知っている全員が計画作成に同意



所有者不明森林の特例

森林所有者全員が不明



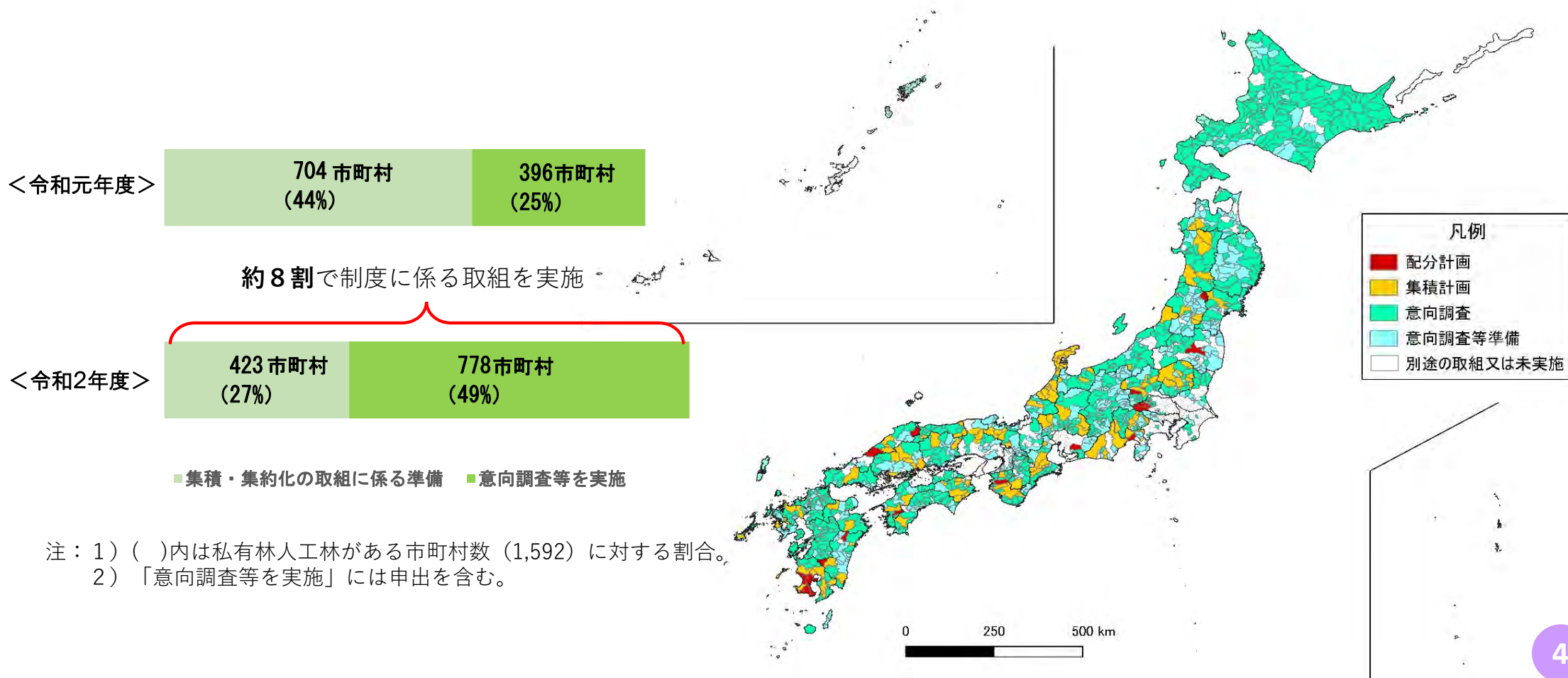
【留意事項】

- 存続期間の上限は50年
- 以下の場合には取消の申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理**実施権**が設定されていない場合
 - ・ 共有者不明森林
→ いつでも取消申出可
 - ・ 所有者不明森林
→ 計画公告から5年以降に取消申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理**実施権**が設定されている場合
→ ① 民間事業者の承諾を得た
または、
② やむを得ない事情かつ民間事業者に対し損失の補償を行った場合に取消申出可

森林経営管理制度の取組状況①【全体状況】

- 令和2年度には、私有林人工林のある市町村の約8割で意向調査の準備も含め森林経営管理制度に係る取組を実施。
- さらに、経営管理制度に基づく意向調査に取り組む市町村が約5割となり、経営管理の集積・集約化の取組が促進。
- 意向調査は、令和2年度で約25万haを実施し、令和元年度との累計で約40万haを実施済み。

森林の経営管理の集積・集約化に係る取組状況



森林経営管理制度の取組状況②【意向調査等の結果】

- 全国的には、意向調査対象者の約5割から回答を得られている状況。
- 回答のあったもののうち、「経営管理権集積計画作成の意向」があったものは、面積ベースで約3割、森林所有者数ベースで約4割。
- 市町村に委託したいという所有者は、自ら経営管理を希望するものと比べ、所有規模が小さい傾向。

【意向調査等の実施結果】

		令和元年度	令和2年度	令和2年度末時点 累計
意向調査実施面積 (森林所有者数)		約15万ha (約7万人)	約25万ha (約11万人)	約40万ha (約19万人)
回答があった面積 (森林所有者数)		8.3万ha (3.7万人)	13.4万ha (6.5万人)	21.6万ha (10.2万人)
回答の 内訳	市町村への委託を希望 (経営管理権集積計画作成の意向があったもの)	2.6万ha (1.5万人)	4.9万ha (2.7万人)	7.4万ha (4.2万人)
	所有者自ら経営管理を希望	2.9万ha (0.9万人)	4.3万ha (1.4万人)	7.2万ha (2.3万人)
	その他(※)	2.8万ha (1.3万人)	4.2万ha (2.4万人)	7.0万ha (3.7万人)
申出のあった面積 (件数)		878ha (256件)	1,662ha (378件)	2,540ha (634件)

※既に他者に委託済み、自分で委託先を探す等

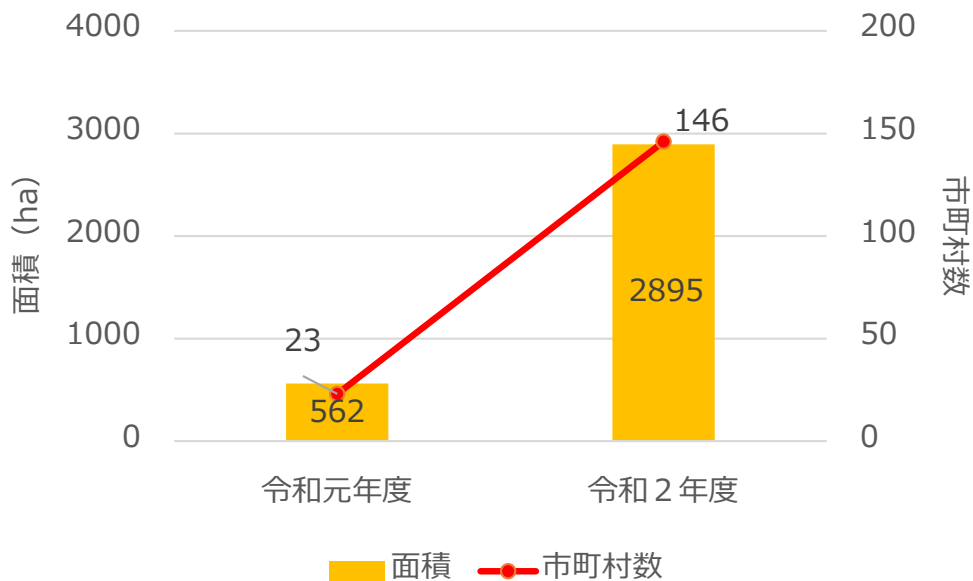
森林経営管理制度の取組状況③【経営管理権集積計画等】

【集積計画等の策定状況】

項目	令和元年度		令和2年度		令和2年度末時点（累計）	
	市町村数	面積（ha）	市町村数	面積（ha）	市町村数	面積（ha）
集積計画の策定	23	562	146	2,895	149	3,458
配分計画の策定	2	55	20	267	21	322

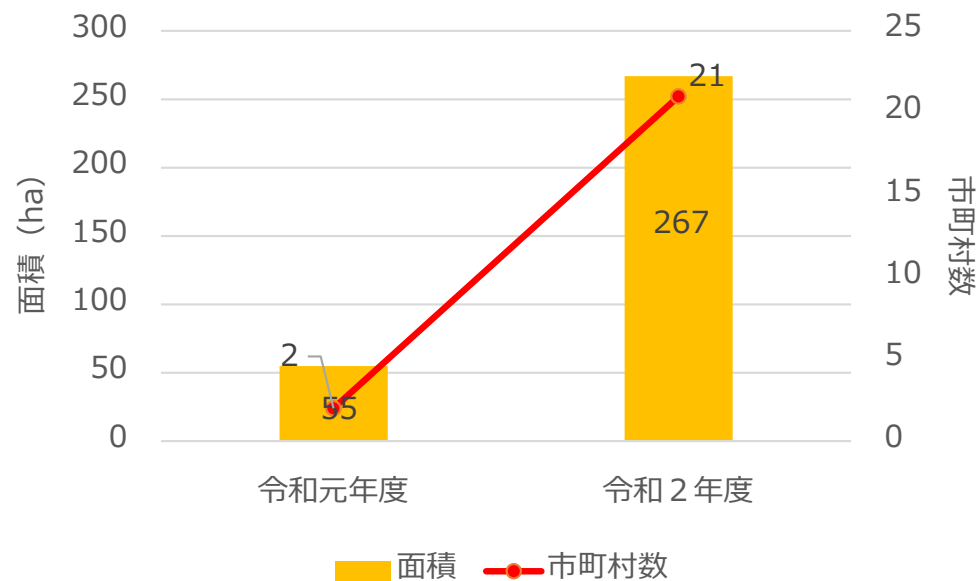
■ 集積計画の策定状況

- 令和2年度末までの累計で、34府県**149市町村**において約**3.5千ha**の集積計画が策定。
- 令和2年度のみでも、146市町村において、約3千haの集積計画が策定。



■ 配分計画の策定状況

- 令和2年度末までの累計で、11県**21市町**において約**3百ha**で配分計画が策定。



【森林整備の実施状況】

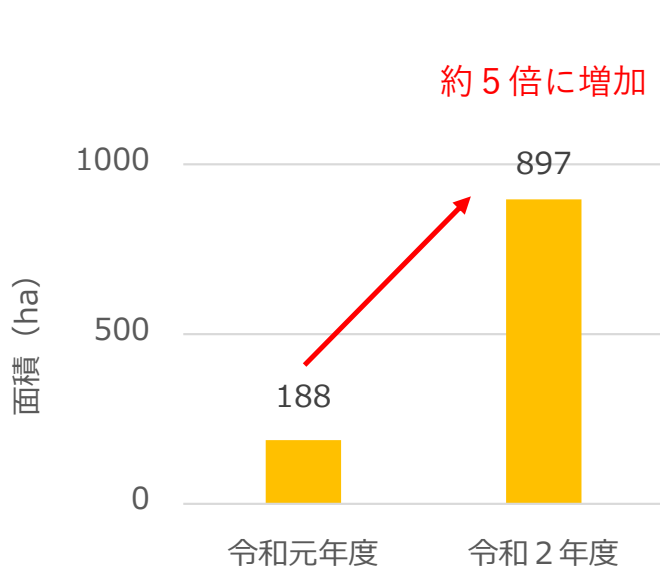
項目	令和元年度		令和2年度		令和2年度末時点（累計）	
	市町村数	面積（ha）	市町村数	面積（ha）	市町村数	面積（ha）
市町村森林経営管理事業	11	188	76	897	77	1,084
林業経営者による事業	0	0	5	48	5	48

■ 市町村森林経営管理事業の実施状況

- 令和2年度末までに、集積計画を策定した市町村の約5割（77市町村）において、**約1千ha**の市町村森林経営管理事業が実施。
- 市町村が行う森林整備の**9割以上が間伐**であり、地域の実情に応じて、その他の森林整備も実施。

■ 林業経営者による事業の実施状況

- 配分計画を策定した21市町のうち、5市町**48ha**で林業経営者による事業が実施。
- 林業経営者が行う森林整備の**9割以上が間伐**であり、地域の実情に応じて、その他の森林整備も実施。



施業種	市町村数	面積 (ha)
間伐	72 (10)	1,033
除伐	11 (1)	35
広葉樹整備等	4 (0)	10
植栽	2 (0)	6

都道府県	市町村	間伐 (ha)	主伐 (ha)
山形県	最上町	13	
静岡県	富士市	30	
島根県	浜田市		1
島根県	安来市		2
宮崎県	えびの市	1	0.5

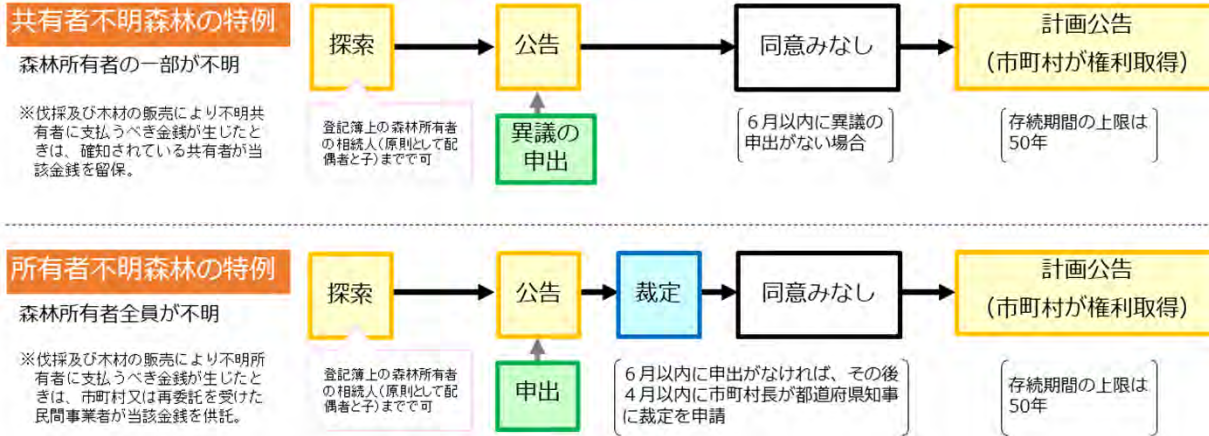
※ () は令和元年度の実施市町村数
 ※市町村によっては複数の取組を実施

森林経営管理制度の取組状況⑤ 【所有者不明森林等への対応】

- 森林経営管理法に基づく所有者不明森林等への対応が始まりつつある状況。
- 令和2年度は所有者（共有者）不明森林制度については、51市町において、所在が不明であった森林所有者の探索を実施。

【所有者（共有者）不明森林制度】

（森林経営管理法第10条～第15条、第24条～第32条）



＜共有者不明森林制度の取組事例＞

- 鳥取県若桜町では、経営管理権集積計画が策定済みの森林に接する斜面上部の森林において、共有者不明森林の特例制度を活用。
- 令和3年3月から6か月公告を行い、異議の申し出がなかったことから、計画を公告し、経営管理権を設定。



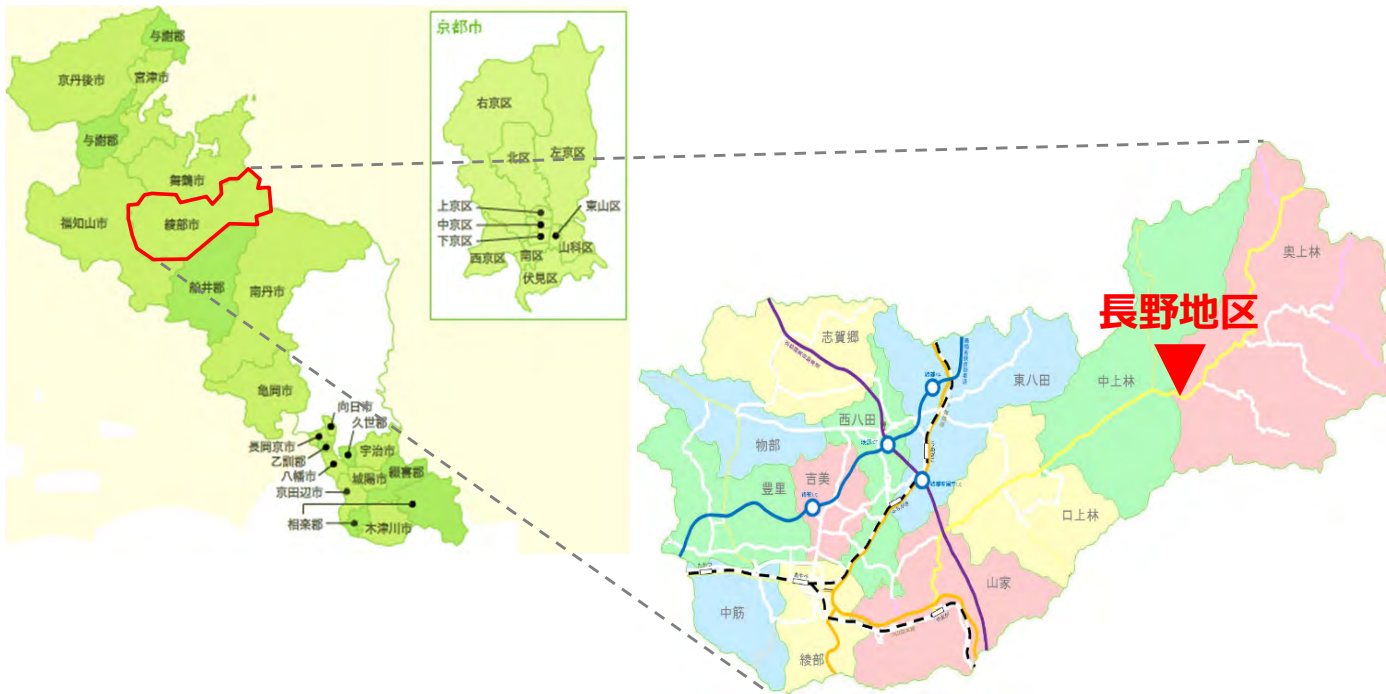
都道府県	市町村数	共有者不明森林		所有者不明森林	
		探索を行った所有者数(人)	判明した所有者数(人)	探索を行った所有者数(人)	判明した所有者数(人)
北海道	3	2	4	64	28
秋田県	2	0	0	153	153
山形県	1	0	0	1	1
栃木県	2	0	0	24	24
群馬県	1	0	0	4	0
千葉県	1	0	0	71	22
富山県	1	2	10	0	0
石川県	2	0	0	13	25
山梨県	2	0	0	8	1
長野県	4	28	30	5	1
岐阜県	5	2	1	108	213
愛知県	1	2	1	9	21
三重県	1	0	0	227	55
京都府	1	27	180	13	50
兵庫県	1	15	10	1	0
鳥取県	3	6	5	121	77
岡山県	3	156	5	492	75
徳島県	3	0	0	448	130
愛媛県	2	4	0	60	1
高知県	4	17	17	47	36
福岡県	1	0	0	24	2
佐賀県	2	0	0	20	24
長崎県	1	0	0	1	1
熊本県	2	1	1	59	45
宮崎県	2	41	9	72	1
合計	51	303	273	2,045	986

※令和2年度の実績

綾部市の概要

- 綾部市には、約2万6千haの森林があり、その98%が民有林である。
- 人工林は約1万2千haあり、そのうち、約6割に相当する7千haにおいて、過去10年間に手入れが行われておらず、所有者等による手入れの予定もないとされている。
- そのような中、地域の関係者で構成する協議会で、「意向調査実施計画」を定めつつ、**長野地区をモデル地区**として、森林経営管理制度に係る一連の取組を実施している。

■ 綾部市及び長野地区の位置

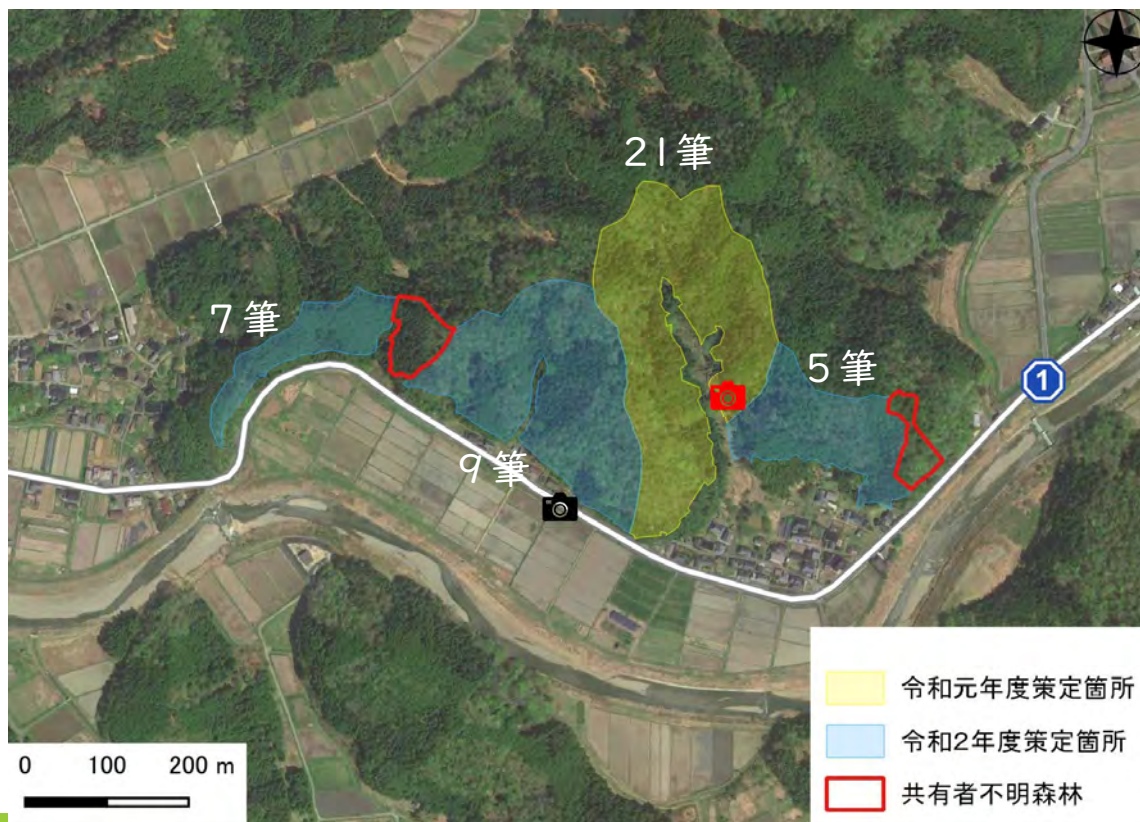


■ 長野地区をモデルとした理由

- 10年以上わたって手入れがされていないが、境界明確化が行われており、モデルケースとして取組が進めやすい
- 森林経営管理制度が施行されるにあたって実施した、自治会向けのアンケートにおいて、協力的な印象
- 集落や府道1号線（幹線道）に接しており、手入れの優先度が高い

長野地区における取組状況

- 令和元年度に意向調査を実施した後、在村者など同意取得をスムーズに行えた森林から、**経営管理権集積計画を先行して策定**。令和2年度には間伐事業（切捨て間伐）を実施。
- 併せて、所有者の所在が分からない森林については、市が囑託する土地家屋調査士において合成公図等を作成するとともに、農林課において、住民票や戸籍謄本等を活用し所有者の探索を継続し、合意形成に取り組んできたところ。
- なお**所有者が不明である森林を除き、令和3年4月に、地域一体で経営管理権集積計画を策定**。



👉 森林の際まで住家があり、災害リスクを低減しつつ、明るく見通しのよい森林としたい。

👉 手入れが足らず、植栽木が込み合っている。下層には広葉樹もあり、間伐をすることで、里山景観としてもよくなるのではないか。



共有者不明森林への対応状況

- 町制度が施行された明治期に、“集落で利用されてきた入会林”が当時の家長ら25名で登記されたものの、いわゆる表題部所有者不明土地となったものが2筆あることが判明。
- 登記名義人の住所が小字までしか記録されておらず、住民票等を取得しようにも、地番情報に欠けるため、共有者の一部の探索が困難な状況。
- 集落の住民で登記されていることに鑑み、周囲の地番情報から推定しながら登記名義人の特定を試みるも、登記名義人25名のうち、3名はその後の相続人等を探ることが困難。
- 入会権があるとも言えない、途中で集落を離れた者の相続人の探索も行うとともに、出生からの全ての戸籍等を取得し、非嫡出子の有無も把握。
- 森林経営管理法及びその政省令で定められた通り、住民票や戸籍等の公的情報から把握できる範囲については探索し尽くしたと考えており、特例制度を活用したいと考えている。
- なお、当該集落に居住する現所有者をはじめ、集落の総意として、早急な手入りに期待されている。



共有者不明森林は59年生のスギ人工林など。

立木密度が1,400本/haといった過密状態にあり、樹高にも伸びがないなど、59年生のわりには樹勢がよろしくない。

市が行いたい経営管理の内容

- 傾斜が40度近くになる森林もあり、集落の道も狭く、林業機械のアクセスポイントも限定的であることから、販売利益を見込んだ搬出間伐は困難であると判断。
- 所有者としても必ずしも収益性を期待しているわけではなく、市が代わって管理してくれるならそれで充分との考えが多いことから、周囲では切捨て間伐を前提として、経営管理権集積計画の同意取得を進めてきたところ。

■ 周囲で定めた経営管理権集積計画の概要

事項	内容
存続期間	5年間
実施する経営管理の内容	間伐を1回、年1回の見回り
費用負担	市町村が全額負担
利益還元	収益を上げる間伐を実施しないため、利益の還元はしない

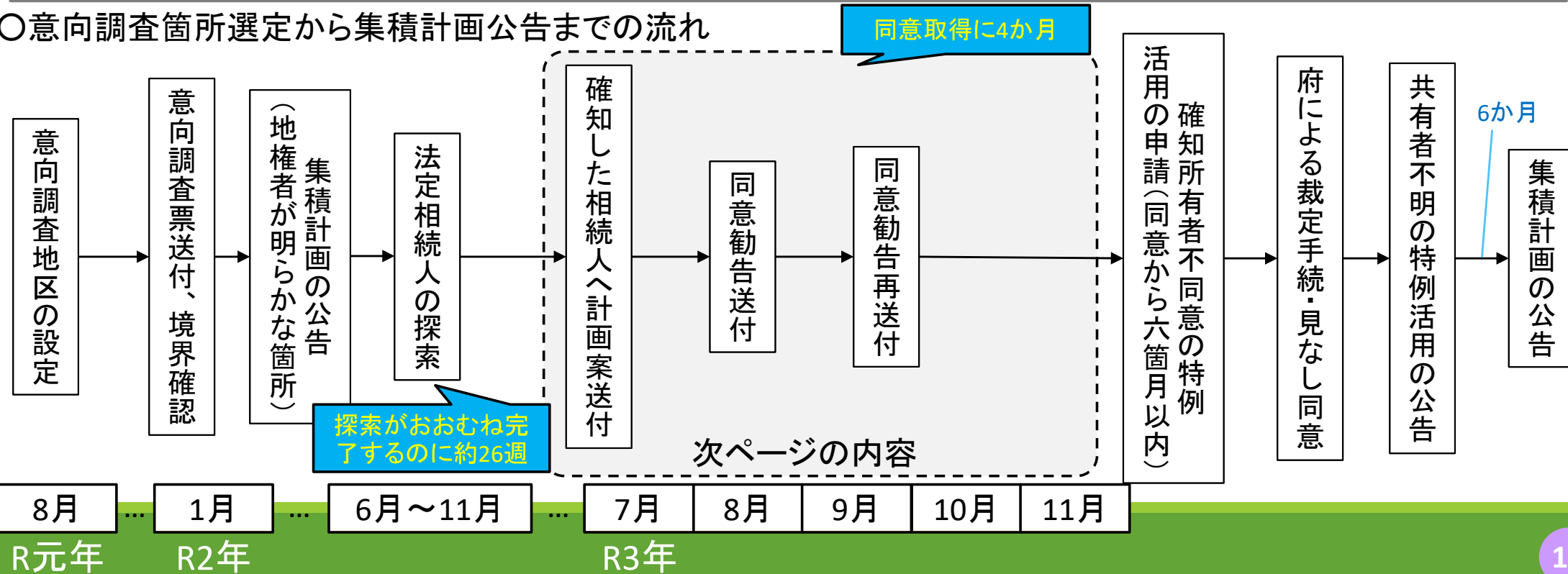
■ 共有者不明森林で定めようとする経営管理権の内容

内容
5年間
間伐を1回、年1回の見回り
市町村が全額負担 <small>(小口での事業発注のため、経費負担増が見込まれる)</small>
収益を上げる間伐を実施しないため、利益の還元はしない

長野地区における取組の流れ

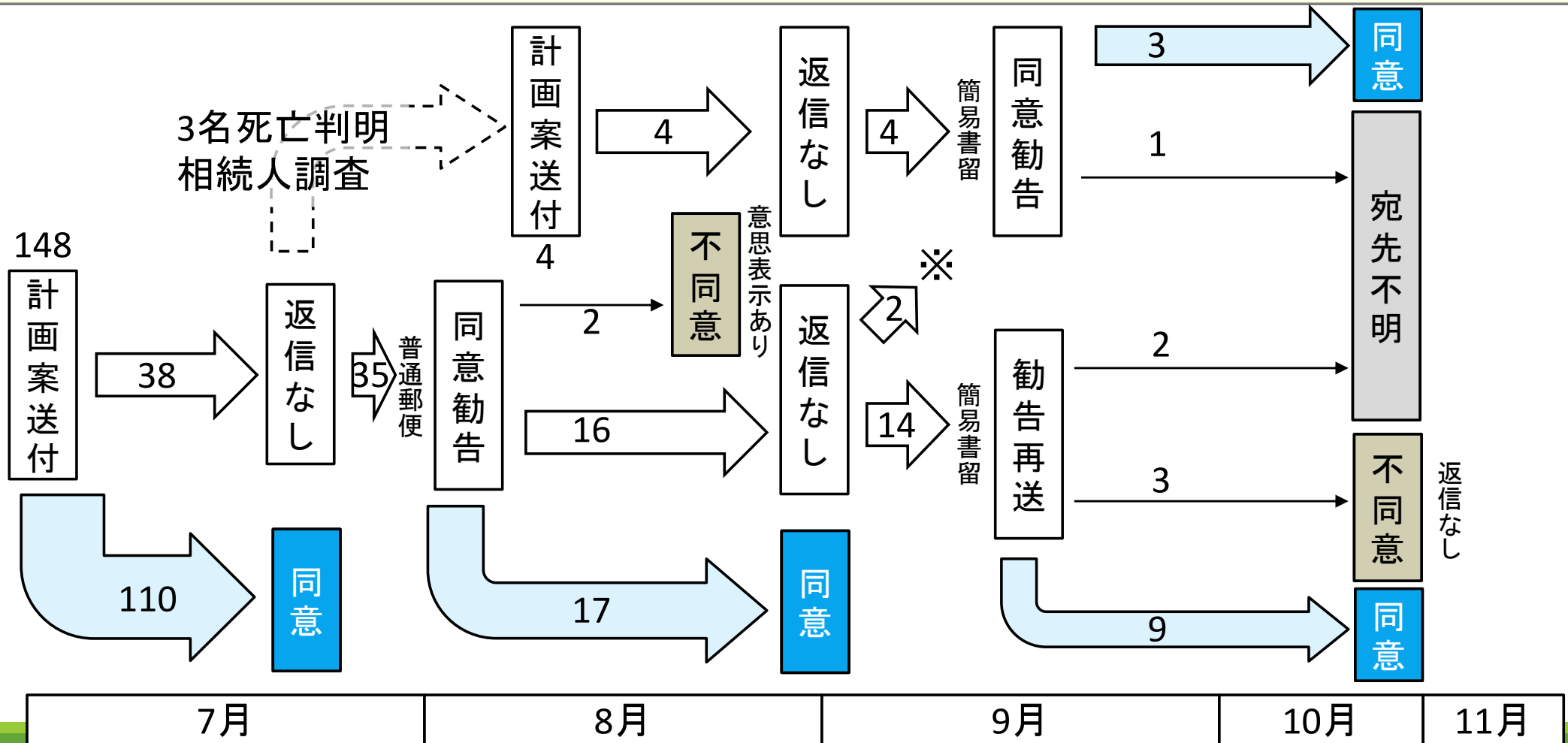
- 令和元年8月に意向調査地区として設定、令和2年1月に調査を開始。
- 令和2年6月に相続人の探索を始め、おおむね完了するまでに約26週（探索段階で死亡等がある場合の追跡調査を含めると約1年）を要した。
- 長野地区全体では16ha、登記名義人45名に対して、戸籍謄本等785通取得、確知した相続人184名。
- 一部、返信がない又は不同意の意思を示した者がいることから、確知所有者不同意森林の特例を活用して進めていく方針。
- 共有林における集積計画公告まで、法定相続人の探索から2年、計画案送付から1年を要する見込み。

○意向調査箇所選定から集積計画公告までの流れ



確知した森林所有者（法定相続人）への同意取得の状況

- 25名の共有名義の森林について探索の結果、148名の共有者（法定相続人）が判明。
- 全員に計画書と同意書を送付。同意取得の過程で1名が共有者でないことが判明。
- 残りの147人中、139人からは回答があり同意を取得。3名が宛先不明。
- 残りの5名中、2名は口頭で不同意の意思表示、3名は返信がない状況であり、市としては確知所有者不同意森林として扱う予定。



※1名は相続発生前に死亡(対象外)、1名は死亡

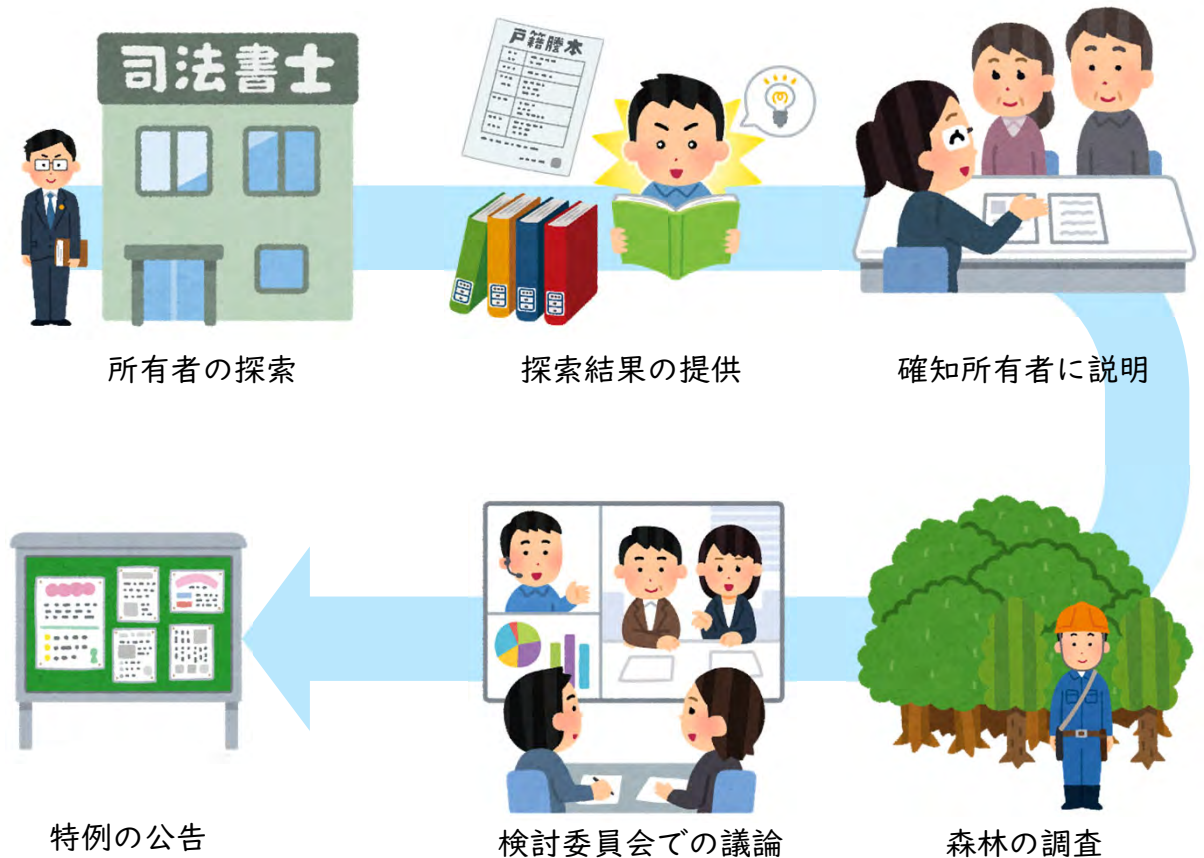
事業の概要

【事業の目的】

- ① 司法書士等の専門家による所有者探索を実施し、
- ② 探索業務に要した日数等の工程、探索ノウハウの整理を行うとともに、
- ③ 所有者不明森林、共有者不明森林であった場合は、特例活用に向けた準備（確知所有者へのアプローチや現地調査等）を支援する

【事業の概要】

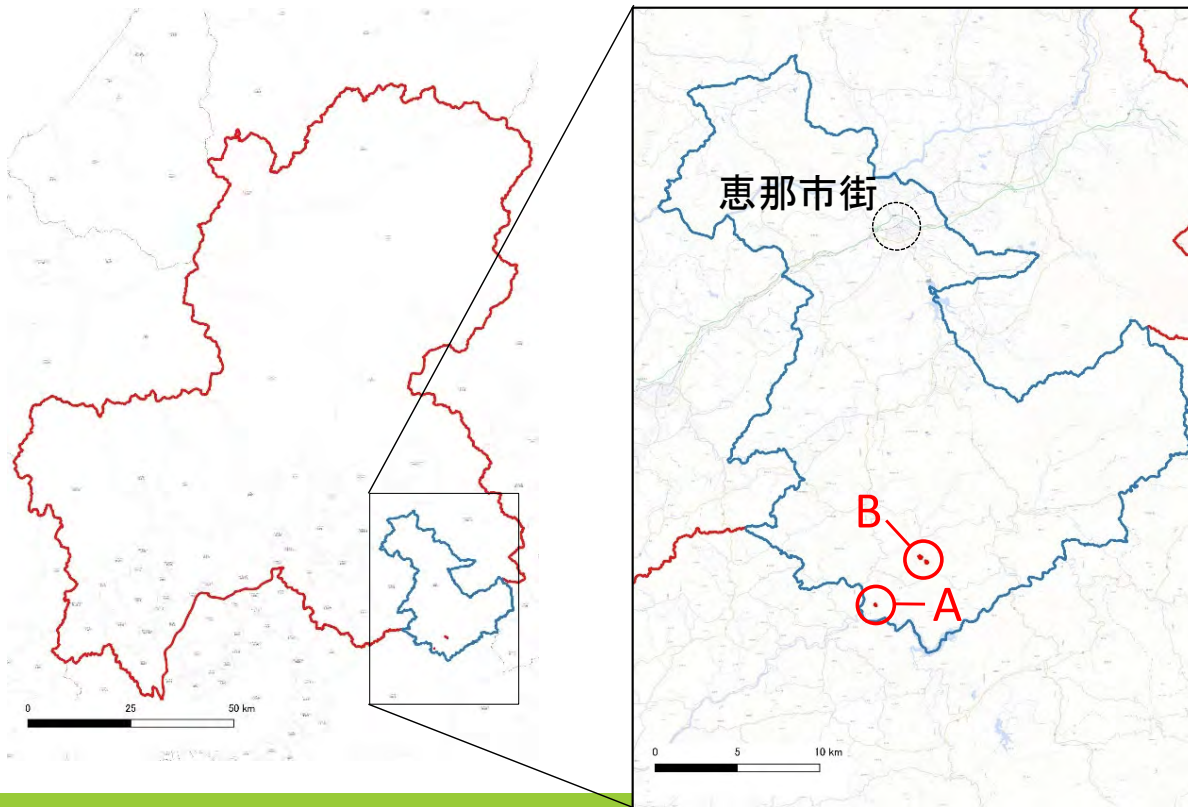
- 探索等実施者
株式会社四門（航測会社と連携）
司法書士（こすもす司法書士法人）
- 対象地域
秋田県大館市、岐阜県恵那市
各5～10筆を選定
- 事業期間
令和3年7月～令和4年3月



恵那市の概要

- 恵那市には、約3万8千haの森林があり、そのうち約1万9千haが私有林人工林。このうち約1万haが森林経営計画が未策定かつ過去10年間の間伐の施業履歴がないなど、森林の整備・保全を進めることが重要な課題となっている。
- 市では、管内の私有林人工林を4段階に分類した上で、まず第1段階に分類した国土調査済で山地災害危険地区かつ土砂災害特別警戒区域の対象森林から優先して森林経営管理制度を活用した市による保育間伐に取り組んでいる。

■ 恵那市及び対象林分の位置



■ 対象筆をモデルとした理由

- 森林経営計画が作成されておらず、過去10年間、間伐の施業履歴がないこと。
- ほぼ全域が傾斜30度以上で、経営管理が行われなければ山地災害の危険性がある状況であること。
- 共有者が多く、探索に要する労力が未知数であること。

以上により、工程調査の対象として設定。

恵那市の探索状況

- 対象地として林分A, Bの2か所7筆を選定。登記名義人は合計30名。
- 8/25に調査を開始、11/10に終了（一部第3世代で終了）、探索に78日を要し、探索作業時間延べ約169時間、805通の戸籍謄本等を取得。探索に要した手数料等は、約61万円。半分以上の所有者については相続登記されていない状況であった。
- 探索の結果448名※1を確知し、うち生存者（法定相続人等）は235名※1。一部の共有者については、第3世代の探索まででは全員が判明せず、探索を終了。その後、地元説明会を開催し、整備の意向が示されたため、意向調査を実施。なお、Bについては、説明会の場で、各地番に「管理者」が設定されていることが判明。

	筆数	面積 (㎡)	原因	登記名義人	第1世代探索結果	第2世代探索結果※1	第3世代探索結果※1	探索結果合計※1	備考
A	1	10,787	大正2年登記	10名 (4名)	11名 (2名)	37名 (13名)	66名※2 (48名)	124名 (67名)	戸籍調査により判明
B	6	24,493	大正2年登記	20名 (7名)	25名 (1名)	97名 (30名)	182名※2 (130名)	324名 (168名)	説明会の場で、管理者の存在が判明(左下図参照)

() は生存者の内数

※1 延べ人数

※2 このうち14名については更に相続が発生しているが、地元での聞き取り等で相続人が判明する可能性が出てきたため、戸籍調査は一旦打ち切り。

OBの所有・管理の状況
・各地番を20名で共有

B-1 20名	B-2 20名	B-3 20名
B-4 20名	B-5 20名	B-6 20名



・地番毎に管理者が設定(法定相続人でない者も含まれる)

B-1 Oさん	B-2 Pさん	B-3 Qさん
B-4 Rさん	B-5 Sさん	B-6 Tさん